

ポートアイランド南公園レストハウスにおけるシェアキッチン社会実験運営業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 趣旨

この要領は、「ポートアイランド南公園レストハウスにおけるシェアキッチン社会実験運営業務」の実施にあたり、企画提案を募集し、企画提案に参加した業者から本業務を委託する候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 目的

本市では、まちびらきから約 40 年が経過し、まちの成熟とともに賑わいの創出が課題となっているポートアイランドの活性化に向け、2022 年度より「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」に取り組んでいる。令和 5 年度に実施した島内関係者へのヒアリングでは、飲食店の閉店に伴い、賑わい低下やランチ時間帯（一部、夜間）において飲食環境に不便を感じる声が多く聞かれた。

そこで、本業務では、同プロジェクトの取組みの一環として、ポートアイランド南公園レストハウスを活用したシェアキッチン社会実験を実施し、ポートアイランド内の飲食環境の改善や、人々の交流空間を創出することによって、まちの課題解決と活性化に繋げていく。

また、このような賑わい創出や交流の促進など公共施設等を活用した取組みを通じて、市民や企業等の方々にエリアの価値を再認識して頂くとともに、積極的にまちづくりに参画する機運を醸成する。

※ポートアイランド・リボーンプロジェクト HP

https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi_reborn.html

(2) 業務内容

「委託仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 5,000 千円（消費税・地方消費税含む）

(4) 業務期間

契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 28 日

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、委託料の税込金額の 3 割を限度として前金払を請求することができる。全ての業務の履行検査完了後、請求に基づき残額を支払う。

(3) 契約書案

別紙（契約書頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でない

こと。

- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- (7) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (8) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記（1）から（7）を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体による応募の場合、評価基準の地元企業に関する配点は、代表者の属する企業の所在地により決定する。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|---|
| (1) 応募書類の配布期間 | 令和6年6月17日（月）～7月1日（月）17時まで |
| (2) 参加申込手続き期限 | 令和6年7月1日（月）17時まで |
| (3) 現地見学会 | 令和6年7月3日（水）
建物の現況についてご確認頂くため、現地見学会を実施します。詳細な時間等については、事業者毎に別途調整します。 |
| (4) 質問書提出期限 | 令和6年7月5日（金）17時まで |
| (5) 質問回答公表 | 令和6年7月中旬予定 |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和6年7月30日（火）17時まで |
| (7) 選定委員会 | 令和6年8月上旬予定 |
| (8) 選定結果通知 | 令和6年8月上旬予定 |
| (9) 契約締結 | 令和6年8月中旬予定 |

6 応募手続き等に関する事項

書類提出にあたっては、以下の点を遵守すること。

- ・提出方法は電子メールにて、（8（3）担当部署）へ提出すること。

※上記方法以外による提出は受け付けない。

- ・提出データはPDF形式とすること。

(1) 参加申込手続き

ア 受付期間 令和6年6月17日（月）～令和6年7月1日（月）17時まで

イ 提出書類 ①参加申込書（様式第1号）

②参加資格確認書（様式第2号）

③会社概要書（様式第3号）

④神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第4号）

⑤法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）

⑥納税証明書（国税及び地方税）

※⑤・⑥は神戸市入札資格を有しない場合のみ必要。

⑦共同企業体結成届出書（様式第5号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の③～⑥を提出すること。

ウ 参加資格通知 無資格者のみに対し電子メールにて回答予定。（令和6年7月中旬）

エ その他 参加申込者に対してのみ、施設図面を提供します。

(2) 質問書の受付

- ア 提出期限 令和6年7月5日（金）17時まで
- イ 提出書類 質問書（様式第6号）
- ウ 回答方法 応募者全員に対し、電子メールにより回答予定。（令和6年7月中旬）
- エ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年7月30日（火）17時まで
- イ 提出書類 ①提出書（様式第7号）
②見積書（様式自由）
③業務実績調書（様式第8号）
④業務実施体制表（様式自由）
※指揮命令系統がわかり、業務の管理責任者が明示された資料を提出すること
⑤管理責任者および主たるスタッフの経歴・従事業務調書（様式第9号）
⑥調達予定什器一覧表（様式第10号）
⑦その他補足資料（任意、様式自由）

ウ 企画提案書の必須記載項目

- ・想定する飲食営業期間・日数を提案すること。
- ・これまでの運営実績等をふまえて、本業務で提供可能なメニュー及び想定料金を提案すること。
- ・出店者の募集システム及び、出店者募集、集客のための広報手段を提案すること。
- ・想定レイアウトを提案すること。（手書き可）
- ・ポートアイランド内における飲食事業の需要、立地条件、価格設定等、本格実施に向けたニーズ把握の方法について提案すること。

- エ 提出データ 表紙に提案事業者名を記入すること。その他のページには提案事業者名および提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

- オ 企画提案書提出後に参加を辞退する場合、辞退届（様式第11号）を提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「ポートアイランド南公園レストハウスにおけるシェアキッチン社会実験運営業務」選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、以下の評価基準（表1-評価基準）に基づいて100点満点で評価し、各委員の点数の平均点を評価点とする。評価点が最も高い応募者を委託候補者とする。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を委託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。
 - 1) 「①実施体制」の点数
 - 2) 「②事業計画」の合計点数
- エ 提案事業者が5者を超える場合は、選定委員会に先立ち、書類選考を実施する。
- オ 評価基準については「イ・ウ」と同様とし、上位5者の事業者について選定委員会に参加できるものとする。選定結果については企画提案書等の提出者全員にE-mailにて通知する。
- カ 選定委員会は、令和6年8月上旬に実施予定。
※開催形式含め、応募者に別途連絡します。

表1・評価基準

評価項目	評価事項	配点
①実施体制	・提案内容を実施できる人員及び体制が確保されているか。(有資格者の配置・類似業務実績など)	30点
②事業計画	・本業務の目的を理解した事業コンセプトとなっているか。(賑わい創出・交流促進など)	15点
	・提供メニューに偏りが無いよう、工夫されているか。 ・料金設定は適切か。	15点
	・出店者募集及び集客のための効果的な広報手段が提案されているか。	15点
	・出店者や利用者のニーズを把握するための効果的な方法が提案されているか。	15点
③地元加点	・地元企業に対する優先的取扱い	10点

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 留意事項

- ・本市が別途発注している「ポートアイランド・リボーンプロジェクト推進支援業務」において、公共空間の活用によるエリアマネジメントの推進等を目指し、まちの賑わい創出や活性化に自ら取組む個人・法人等を発掘するとともに、島内での活動の実践を検討している。
- ・上記業務を進める中でシェアキッチンへの出店を希望する個人・法人等が出てきた場合には、本市より本業務受託者へご紹介しますので、出店調整を行うなど、上記業務との相乗効果が発揮できるよう、連携・協力をお願いします。

(2) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された資料について、予め内容の確認を行う場合がある。
- ウ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- エ すべての企画提案書は返却しない。
- オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等

からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(3) 担当部署（書類提出先・問合せ先）

神戸市都市局未来都市推進課（担当者：田中、堀尾）

住所：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル7階

電話：078-595-6685 E-mail：chiikiseisaku2@office.city.kobe.lg.jp